

令和6年度茨木市社会福祉法人等指導監査実施方針

茨木市社会福祉法人等指導監査の実施に関する規則第2条の規定に基づき、令和6年度の指導監査の実施方針を次のとおり定める。

1 基本的な考え方について

本市においては、これまで社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）が市民のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保が図られるよう、大阪府（以下「府」という。）と相互に連携し、指導監査を実施してきた。

また、指導監査の実施に当たっては、関係法令及び国の通知等に基づき、各法人・施設ごとの課題を的確に把握し、重点的・効率的な指導監査に努めてきたところである。

今年度の指導監査においても、法人の自主性・自律性を前提とした上で、社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け厚生労働省三局長通知）で示された「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。

また、各法人及び施設における情報開示の取り組みや、施設利用者等への支援状況を確認するなど、利用者の視点に立った質の高い指導監査を引続き実施する。

2 指導監査の実施について

指導監査は、各法人、施設及び家庭的保育事業等（以下「社会福祉法人等」という。）の運営状況を踏まえて、良好な社会福祉法人等の運営が図られるよう、原則、実地指導監査の手法により実施することとし、具体的な取扱いについては、次のとおりとする。ただし、必要が生じた場合は、実地指導監査に代えて、書面指導監査も実施できるものとする。

なお、感染症等の発生状況等を踏まえ、指導監査を実施することが適切でないと判断した場合には、実施時期の見送り、又は今年度中の指導監査の実施を中止とすることがある。

（1）法人に対する指導監査実施頻度

前回実施した実地指導監査の結果を踏まえ、下記の頻度により指導監査を実施する。

なお、新設の法人については、適正な法人運営に資するために、原則、早期に初期指導を実施し、安定かつ適切な運営が確保されていると判断されるまでの間、毎年度、指導監査を実施するものとする。

- ① 毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、以下の事項を満たす法人に対する一般監査の実施の周期については、3箇年に1回とする。

ア 法人の運営について、法令及び通知等に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

- ② ①に掲げる事項について問題が認められない法人について、会計監査人の作成する会計監査報告等が一定の要件を満たした場合において、その結果等に基づき財務状況の透明性、適正性が確保されているなどと判断される法人については、4箇年又は5箇年に1回の実施とする。

(2) 施設及び家庭的保育事業等に対する指導監査実施頻度

前年度の実地指導監査の結果を踏まえ、下記の頻度により指導監査を実施する。

新設の施設及び家庭的保育事業等については、事業開始後できる限り早期に初期指導を実施し、適切な事業運営が確保されているか把握に努める。

① 児童福祉施設

原則、実地指導監査を毎年度実施する。

② 老人福祉施設

原則、実地指導監査を3箇年に1回の実施とする。

ただし、施設の人員、設備及び運営に関して疑義が生じ詳細を確認する必要があると認めるときは、この限りでない。

また、当該監査において問題点等を発見した場合には、原則によらず必要の都度、一般監査を行うこととする。

③ 家庭的保育事業等

原則、実地指導監査を毎年度実施する。

(3) 関係各課との連携

指導監査の実施に当たっては、認可等を所管する関係各課との連携を密にし、所管課職員の参画による指導監査の実施に努める。

(4) 府と相互に連携した指導監査

府と共管する法人、施設及び家庭的保育事業等については、平素から緊密な情報交換を図る等、連携を強化し、同時指導監査（並行監査）の実施に努める。

(5) 継続的かつ重点的な指導監査

運営全般について重大な指導（指摘）を行った社会福祉法人等については、問題の早期解決及び適正な法人運営を確保するために、府及び府内の市町村等関係行政機関との緊密な連携のもとに、継続的かつ重点的な実地指導監査を実施する。

(6) 会計の専門家を同行させた指導監査

指導監査の充実を図るため、必要に応じて会計の専門家である公認会計士の資格を有する監査員を同行させて指導監査を実施することができる。

(7) 利用者、家族等及び関係業者からの聴取

利用者の権利擁護が図られ、適切な支援が行われているかを直接確認するため、必要がある

と認められる場合は、利用者及び家族等からも事情聴取を実施する。

また、不適正な会計処理が懸念される場合には、関係業者等からの事情聴取も実施する。

(8) 随時指導監査

社会福祉法人等の運営等に問題が発生した場合、又は利用者等の関係者からの通報や苦情、現況報告書の確認の結果等により問題が生じているおそれがあると認められる社会福祉法人等については、随時指導監査を実施する。

(9) 特別監査

通常の指導監査において、指導しているにもかかわらず、正当な理由もなく改善をしない社会福祉法人等及び不祥事案を起こした社会福祉法人等については、特別監査を実施する。

3 指導監査事項について

《重点事項》

(1) 会計管理の適正化

- ① 指導監査時においては、会計基準に沿った経理規程の改正が行われ、正しい計算書類・附属明細書・財産目録等が作成され、適正に会計処理が行われているか検証する。
- ② 施設・事業所での現金の取扱いについて、不正や不適切な取扱いの発生を防止する体制が取られているかを確認し、現金管理の適正化を図る。
- ③ 社会福祉法の改正を踏まえて、積極的に会計の専門家の活用を図ることとする。

(2) 本部運営の内部牽制

会計処理について、規程に基づく会計責任者及び出納職員の分担、公印管理者及び公印取扱者の権限などにかかる統制機能が実態として機能しているか、また、理事会や法人内部における監査及び監事監査が形骸化していないか確認する。

《一般事項》

(1) 法人、施設及び家庭的保育事業等の運営の適正化の推進について

- ① 法人、施設及び家庭的保育事業等の運営管理体制の確立
 - (ア) 定款変更の状況（社会福祉法の改正、事業内容変更等に伴うもの）
 - (イ) 理事長専決事項等に関する定款細則の整備
 - (ウ) 組合等登記令に基づく登記
 - (エ) 理事、監事及び評議員の選任と構成
 - (オ) 理事会及び評議員会の適切な開催、要審議事項の審議
 - (カ) 役員報酬の支給状況（勤務実態及び役員報酬規程）
 - (キ) 監事監査の適正執行と理事会への報告
 - (ク) 就業規則、給与規程、経理規程等の諸規程類の整備
- ② 資産管理の適正化
 - (ア) 基本財産・その他財産の区分及び管理

- (イ) 債権・債務の管理
 - ③ 会計経理の適正運用
 - (ア) 社会福祉法人会計基準等に基づく会計経理及び契約
 - (イ) 内部牽制体制の確立
 - (ウ) 当期末支払資金残高（繰越金）、積立金（引当金）の適正な処理
 - (エ) 保護者徴収金及び寄附金等の取扱い
 - (オ) 運営費（措置費）等の弾力運用に係る適正な要件遵守及び会計処理
 - ④ 施設及び家庭的保育事業等の運営管理体制の確立
 - (ア) 適切な事業計画の策定
 - (イ) 人事管理の適正化
 - (ウ) 「設備及び運営基準」に基づく設備の適切な維持管理
 - (エ) 感染症及び食中毒対策の確立
 - ⑤ 安全確保対策の充実強化
 - (ア) 避難、消火訓練の実施及び非常時における地域の協力体制の確保
 - (イ) 消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備の整備
 - (ウ) 非常災害に対する具体的な計画の策定
 - ⑥ 不祥事防止対策の確立

法人、施設及び家庭的保育事業等の会計事務処理の執行管理体制の強化、相互牽制機能の強化及び内部監査の実効性の確保、外部監査の導入（建設請負契約、物品納入契約、職員給与費、食材料等の購入等）
 - ⑦ 情報開示の推進

法人が提供するサービスの内容、業務及び財務内容
 - ⑧ 個人情報の適正な取扱いの確保

個人情報保護規程の整備
 - ⑨ 公正採用選考人権啓発推進員の選任
- (2) 適切な利用者支援の確保について
- ① 利用者の意向、希望の尊重と良好な生活環境の確保
 - ② 利用者の権利擁護の視点からの適切な支援の確保
 - ③ 身体拘束ゼロへの取組み及び虐待防止の取組み
 - ④ 利用者支援の充実
 - (ア) 個別支援方針の策定
 - (イ) 保育指導計画等の整備、職員会議の実施
 - (ウ) ケース記録等の整備・ケース会議の実施
 - (エ) 食事提供の充実
 - (オ) 入浴、排泄等支援の充実
 - (カ) 褥瘡予防対策、リハビリテーション、寝たきり予防策
 - (キ) 健康管理対策、保健・医療の確保
 - (ク) 衛生管理対策

- (ケ) 相談体制、家族との連携
- (コ) 関係機関との連携
- (サ) 苦情解決、福祉サービス向上への対応状況
- ⑤ 自立、自活等への支援
- ⑥ 事故防止の取組み及び事故発生時の適切な対応

(3) 必要な職員の確保と職員処遇の充実について

- ① 職員の確保及び定着化
- ② 労働時間の短縮等労働条件の改善
 - (ア) 労働時間と休憩等の取扱い
 - (イ) 夜勤、宿日直の取扱い
 - (ウ) 職員健康診断の適正な実施
 - (エ) 退職手当共済制度への加入の適正化又は推進
- ③ 業務体制の確立と業務省力化の推進
- ④ 職員研修等資質向上対策の推進（人権啓発、虐待防止、衛生管理に係る研修受講の推進及び伝達研修等内部研修の充実等）
- ⑤ 福利厚生等の士気高揚策の充実

4 改善状況の確認について

指導監査の結果、社会福祉法人等に対し文書により改善指導を行った事項については、改善状況が確認できる挙証資料の添付を義務付け、その内容を精査した上で、改善等が確認できない場合は、必要に応じて追加資料等の提出や理事長又は施設長等からの説明等を求めるなど、改善・是正措置の徹底を図ることとする。